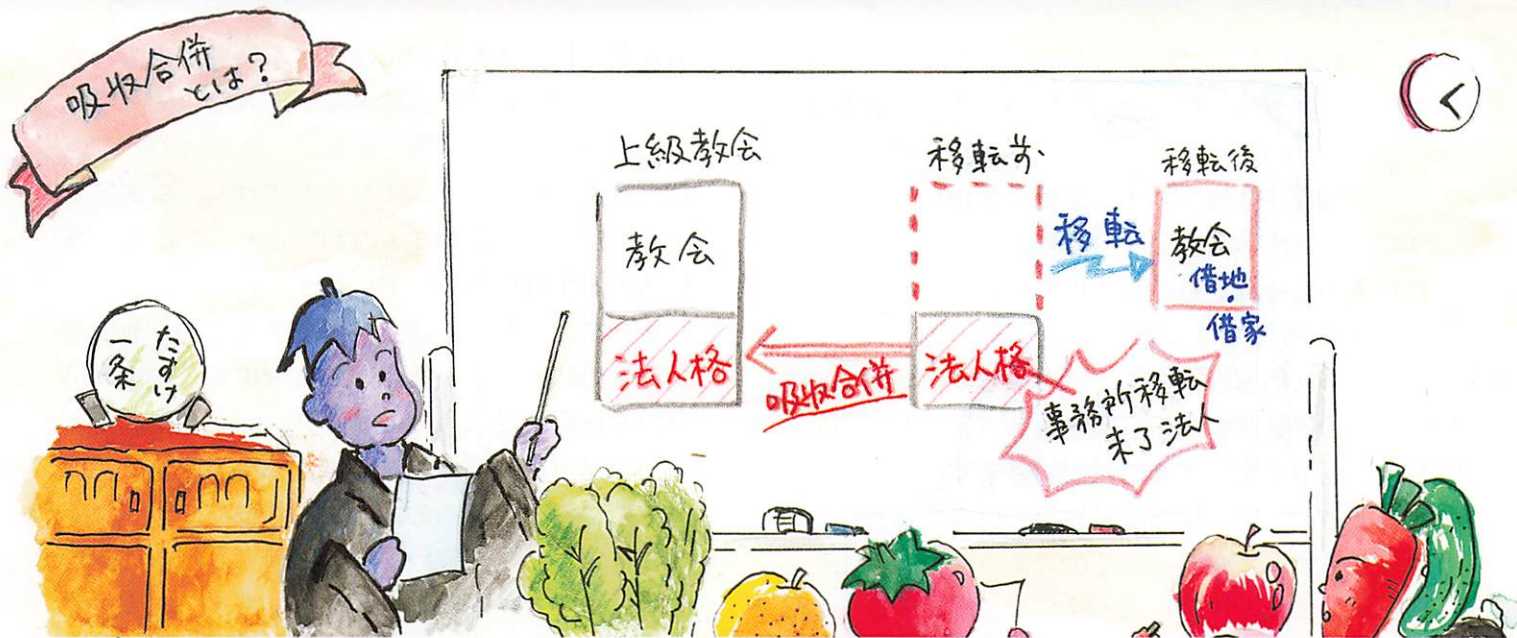


教会が法人格を吸収合併する場合は？

法人実務のしおり

／宗教法人課



法人事務を上手に進める9つのポイント！

(合併・被合併両法人とも同時進行で行います)

① 責任役員会を開催します

責任役員会議で全員の同意並びに直属教会代表役員の同意を得ます。(会議録・同意書を作成します)

- ・合併法人 1月23日
- ・被合併法人 1月15日

② 本部(表統領)の承認を得ます

宗教法人合併承認願を教務支庁を経由して本部・宗教法人課へ提出します。

願書の書式は教務必携をご参照ください。

2月27日

③ 信者・利害関係人に対して公告をします

10日間以上(公告の最初の日と最後の日は日数に入らないため実質的には12日)

(公告証明書を作成します)

- ・公告期間 3月1日～12日
- ・証明日 3月13日

④ 財産目録を作成します

- ・作成日(現在) 3月13日
- ・認定日 3月15日
- ・証明書を作成します 3月15日

⑤ 債権者に対して公告をします

- ・公告期間 3月13日～24日
- ・公告証明書を作成します 3月25日

⑥ 据置期間を設けます

- ・据置期間(2ヵ月) 3月24日～5月23日
- ・異議申立がなかった証明書を作成します 5月24日

⑦ 合併契約書を作成します



⑧ 知事の認証を得ます

合併法人の所轄庁へ『宗教法人合併認証申請書』を提出し、認証を得ます

- ・提出日 5月27日
- ・認証日 6月28日

⑨ 法務局で登記を行います

合併法人の法務局へ『宗教法人合併解散登記申請書』を提出します 7月2日

登記後、所轄庁、本部・宗教法人課へ合併解散完了届を提出します 7月12日

※日付は手続き順序にもとづいて仮に想定したものです

宗教法人ってなに？

「あなたの教会は宗教法人ですか？」とお尋ねすると、「うちの教会の土地は宗教法人ではありません」という答えが返ってくる事があります。

この場合、宗教法人とは土地や建物をさすのではなく、宗教活動をしている教会に『法律上の能力』を与えられたものをさします。これを法人格といいます。

この法人格を取得することによって、土地・建物などの不動産の所有名義を教会（天理教〇〇分教会）名義で登記することができます。

従って、土地・建物など教会の財産の管理のために宗教法人が必要となるのであって、信仰上の教会活動については、法人格のない非法人教会でもなんら支障はありません。

事務所移転手続き未了法人とは？

法人格をもった教会が移転するとき、理のお許しを戴いて教会は移転しますが、法人格の移転については、別に、都道府県知事（所轄庁）の認証が必要になります。

認証にあたっては、移転先の土地・建物が法人の自己所有であるかどうか、あるいは、実質的に新たな宗教法人の設立と変わらないと判断されたときなどは、所轄庁は法人の移転を認めない場合があります。このように、教会は移転して活動しているにもかかわらず、法人格だけが移転前の所在地に残ったままになっている法人を、事務所移転手続き未了法人と呼んでいます。



不活動法人とは？

法人格を持った教会が、長期間にわたって代表役員を欠いていたり、礼拝施設が滅失していて実体なくなった法人を不活動法人と呼んでいます。

本教でいう無担任教会や、無断移転をした教会などの事情教会がこれに該当します。

吸収合併とは？

事務所移転手続き未了法人や不活動法人のように、法人の所在地に実体がない法人は、知らないうちに法人格が乗っ取られたり、売買されるなど、社会的な問題にまき込まれかねません。所轄庁もこうしたことに宗教法人が利用されないよう不活動法人の整理を指導しています。

そこで、これらの法人を整理するため、その法人を他の法人（上級教会等）に合併をし、法人格だけを解散させようというのが「吸収合併」です。

これは、宙に浮いた法人格だけを吸収合併という方法で整理するものであり、移転した教会は、今まで通り活動を続けることに何ら変わりはありません。また、移転した教会が、将来、法人格が必要になったときは、宗教法人を設立することもできます。



特命代表役員とは？

なお、吸収合併の手続きを進めるにあたって、合併しようとする法人の代表役員が不在となっている場合は、吸収合併の手続きをする間だけ、特別に代表役員を任命して頂くこともできます。

詳しくは宗教法人課にご相談下さい。

★吸収合併手続き上の留意点

- ①現在の会長が代表役員として登記されていますか。
- ②他府県の法人へ合併する場合、被合併法人の認証規則がありますか。（ない場合は所轄庁から謄本の交付を受けます）
- ③各添付書類の作成日付に間違いがないか、提出前に再度確認します。
- ④他府県の法人に合併する場合、合併認証申請書、合併解散登記申請書とも、合併法人側の所轄庁及び法務局へ提出します。